中国の26番目の省として記載

声明。日中の国交回復を表明し と中国(中華人民共和国)の周恩 声明によってである。この声明に 来首相・姫鵬飛外相とが調印した で、田中角栄首相・大平正芳外相 4版第1刷においてであった。そ 死』に掲載されたのは、91年の第 のは、1972年9月の日中共同 た」と淡々と書かれていた。 こには「一九七二年九月、北京 ついての項目が岩波書店の『広辞 日本と中国の国交が樹立された

の帰属先を中国だと明記したので を放棄した」と改訂された。 政府と認め、台湾がこれに帰属す ることを承認し、中国は賠償請求 本は中華人民共和国を唯一の正統 しかし、98年の第5版では「日

いない。「日本李登輝友の会」は 中共同声明のどこにも記されては 011年の第6版の重版で「中華 記述に訂正を求め、岩波書店は2 を実質的に認め、中国は賠償請求 八民共和国を唯一の正統政府と承 台湾がこれに帰属すること

された第7版でもこの記述が踏襲 を放棄した」とした。「実質的 されている。 に」が挿入され、今年1月に発売

は「日清戦争の結果一八九五年日 な意味をもつ。事実にそぐわない ある辞典は日本語の用語の原典的 本の敗戦によって中国に復帰」し 本の植民地となり、一九四五年日 たとある。『広辞苑』ほどの権威 る。また同版の「台湾」の項目で 一般がなされていいはずがない。 台湾省」として記載されてもい 同版の「中華人民共和国」の項 台湾が中国の26番目の省、 中国の行政区分地図が付

領土として承認も同意もせず

共和国政府は、台湾が中華人民共 府は、この中華人民共和国政府の 中共同声明の第3項は「中華人民 和国の領土の不可分の一部である ことを重ねて表明する。日本国政 事実を振り返っておきたい。日



拓殖大学学事顧問

国側の主張を承認したのでも、 する」といっているのであり、中 国の主張を日本は「理解し、尊重 れに同意したのでもない。 土の不可分の一部であるという中 持する」である。台湾が中国の領 ダム宣言第八項に基づく立場を堅 立場を十分理解し、 ある。ここで「認識」とは英語で 国人が、中国はただ一つであり、 は、台湾海峡の両側のすべての中 として知りおく』である。承認で いう acknowledge であり『事実 していることを認識している」で 台湾は中国の一部分であると主張

る。この声明文の要は、 時代にエポックを画した声明であ 年2月に米国が米中国交樹立に関 する声明を発表しており、これが 上海コミュニケ」である。冷戦 日中共同声明より一足早く、 決してない。日本の歴代の首相 属することを、 尊重する」は、米国の「認識して も同意でもない。 ように「実質的に認め」たのでは いる」に等しい。台湾が中国に帰 中国の主張を日本が「理解し、 『広辞苑』がいう

> 以上の発言をしたことはない。 が、この点を問われても中国の立 場を「理解し、尊重する」という

石がカイロで行った会談の後、1 権ハ本州、北海道、九州及四国並 ツダム宣言第八項に基づく立場を 943年12月に発表されたものだ 堅持する」であろう。ポツダム宣 ラルヘシ」である。この宣言は、 ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セ 項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主 ルーズベルト、チャーチル、蔣介 言第八項とは、「カイロ宣言ノ条 問題があるとすれば、 尊重する」の後につづく「ポ

り日本が占領した地域全ての返還 返還スル」と記す。この宣言によ 湖島ノ如キ日本国ガ清国人ヨリ盗 したがゆえに、カイロ宣言が国際 ある。日本がポツダム宣言を受諾 書としては存在していないからで がなく3首脳の署名もなく、公文 というのは、カイロ宣言には日付 がうたわれたらしい。「らしい」 取シタル一切ノ地域ヲ中華民国 カイロ宣言は「満洲、台湾及澎

されてしまったのであろう。

棄する」であった。 べての権利、権原及び請求権を放 は、台湾及び澎湖諸島に対するす と同様の条文、すなわち「日本国 サンフランシスコ講和条約によっ 調印した。その第2条は講和条約 国」との間で「日華平和条約」に てである。その発効と同時に日本 のは、1952年4月に発効した 戦後日本が国際社会に復帰した 台湾に施政権をもつ「中華民

びに日華平和条約で日本は台湾を 本政府の変わらぬ立場である。 的地位は未確定である。これが日 に日本は立っていない。台湾の法 こに帰属すべきかを云々する立場 たのではない。放棄した台湾がど 敗戦によって台湾が中国に復帰し 必棄したのであり、

『広辞苑』の 台湾が中国の一部であるかのご 一台湾」の項目のように、日本の サンフランシスコ講和条約なら

国際法解釈から明らかに逸脱

(わたなべ としお)

らかな逸脱であり、台湾の当局と

2018. 2. 27

とき説明は、国際法解釈からの明

住民に対してのあからさまな非礼